

# トータルコンサルティングオフィス 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

事業はトップの器以上には大きくならないと言います。事業が成長するのも退行するのもトップの能力次第です。知識や技術に加え、覚悟や信念、深い思考を持っていいるか、誰にも負けない努力をしているかにかかっています。

人生における自分の使命、何のために今の事業をしているのかを理解し、困難に直面しても、ぶれない軸を持って諦めずに前に進んでいく。そんな繰り返しの中で器が大きくなっています。

自分の能力を広げ可能性を引き出すのは思考と行動です。

## 私の書棚より

○若い人に夢と希望を与えることだ。彼らが日本の未来は明るい、自分たちの将来は今よりずっと良くなる、と信じられる明確な国家ビジョンを示し、我々が「坂の上の雲」を見てがむしゃらに働いていた時代のような興奮感を熟成する必要があると思う。  
 ○良い会社の経営者は「我が社の問題はこれだ」と一つのことしか言わない。一つのことを、4～5年かけて徹底的に実行させる。

「低欲望社会」  
 大前研一著 小学館

## 税務アンテナ

□相続税において、建物の所有をして賃貸している土地の評価を行う場合は、借地権相当割合を控除して評価します。

また、建物と駐車場を一体として利用される駐車場部分も、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地として、貸付地全体に対して借地権が発生しているとみなすことができます。

ただし、建物部分の敷地と駐車場部分の敷地の所有者が異なる場合には、駐車場部分には借地権は発生せず、相続時からの残存賃借期間に応じた賃借権相当割合を控除して評価します。

□商品の返品や割戻しがあった場合には、これらに係る消費税額は、売上げに係る消費税額から控除されます。

また、売掛債権が貸倒れにより回収不能となった場合には、その貸倒債権に対する消費税は税額控除の対象にできます。ただし、税額控除をした後にその債権を回収した場合には、その回収した債権に対する消費税を、控除過大調整税額として課税標準額に対する消費税額に加算します。

なお、免税事業年度に発生した売上に対する返品・割戻しや売掛債権の貸倒れに係る税額控除はできません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 7月の税務スケジュール

10日	○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1～6月分の源泉税の納付
15日	○所得税予定納税の減額申請
31日	○固定資産税（第2期分）納付 ○5月決算法人の確定申告 ○所得税予定納税（第1期分）納付

31日	○11月決算法人の中間申告 (予定申告) ○8月、11月、27年2月決算法人の消費税中間申告 ○7月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『上を見続ける。それが生きるコツさ。』 by スヌーピー